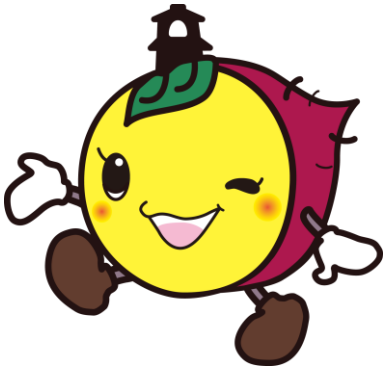
川越市環境マネジメントシステム
実施報告書
（令和７年度）



川越市マスコットキャラクター　ときも

令和８年１１月

川越市

目次

第１部　環境マネジメントシステム

第１章　システムの概要 ……1
　１．川越市環境マネジメントシステムとは ……1
　２．環境方針 ……2
　３．運用方法・推進体制 ……3

第２章　実施状況 ……4
　１．環境方針への適合状況 ……4
　２．教育・訓練の実施（緊急事態訓練含む） ……5
　３．環境に関する意見・苦情等 ……5
　４．環境監査 ……6
　５．市長見直し ……6
　６．環境に関する取組経過一覧（過去５年の取組） …7

第３章　公共施設全体の取組 ……8
　１．公共施設全体の環境目標 ……8
　２．公共施設全体の環境目標の取組結果 ……9
　３．所属の取組状況……14
　４．環境関連法規制等の順守状況……15

第４章　環境に与える影響が大きい施設の法規制等順守状況 ……17
　１．東清掃センターの取組……17
　２．資源化センターの取組……18
　３．小畔の里クリーンセンターの取組……19
　４．環境衛生センターの取組……20

第２部　地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

第１章　市役所における取組状況……21
　１．温室効果ガスの排出削減目標……21
　２．部局ごとの温室効果ガス排出量……21
　３．算定項目別温室効果ガス排出量……22

第２章　消防組合における取組状況……23
　１．温室効果ガスの排出削減目標……23
　２．部局ごとの温室効果ガス排出量（エネルギー起源及びその他ガス）……23
　３．算定項目別温室効果ガス排出量……23

第３部　令和６年度実施報告書に対する市民意見…24

市民意見様式

第１部　環境マネジメントシステム

第１章　システムの概要

１．川越市環境マネジメントシステムとは

川越市環境マネジメントシステム（以下、「川越市 EMS」という）とは、「市役所と消防組合が環境にやさしい取組を継続的に、かつ効果的に行うための仕組み」です。

川越市には環境に関する計画が複数あります。それらのほとんどは５年後や１０年後に川越市が目指す環境像が示されています。その計画を一歩ずつ達成していくため、年度ごとに目標を設定し、進捗状況を確認し、取組が不調な時には速やかに改善を図るためのルールを定めているのが、川越市 EMS です。

市役所及び消防組合は、一事業者として、また行政として、市民や事業者のお手本とならなければいけません。そこで、数ある環境に関する計画の中でも、市役所の職員が業務の中で取り組むべき環境配慮について定めた「川越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」と、その消防組合版である「川越地区消防組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を重点的にマネジメント（管理）しています。

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）について

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は市役所と消防組合がそれぞれ作成している計画で、市役所や消防組合の施設や業務から発生する温室効果ガスの削減目標、温室効果ガス排出量を削減するためのエネルギー削減目標、エネルギー削減のための具体的な行動などが定められています。

川越市 EMS では、この計画に定められているエネルギー使用量削減目標（電力使用量、ガソリン使用量、その他燃料使用量、コピー用紙購入量、水道使用量）について、年度ごとの目標値を設定し、公共施設全体の環境目標として取り組んでいます。



川越市版



消防版

２．環境方針

市長は、環境の保全・創造の取組に関する基本理念・基本方針を定め、市の内外に表明し、環境方針に沿った環境保全・創造の活動を継続的に推進していきます。

【基本理念】

川越市は、現在の環境を保全し、より良い環境を創造して、次の時代を生きる私たちの子孫に引き継いでいかなくてはならないと認識します。

近年、地球温暖化の影響と考えられる自然災害、熱中症、感染症など、様々なリスクが高まっており、地球温暖化は、人類の生存基盤に係る最も重要な環境問題の一つとなっています。また、私たちの生活に影響が大きいエネルギー問題への関心が高まっており、これまでにも増して地域の自然的・社会的条件に応じた、実効性のある取組が不可欠となっています。

よって、川越市は、地域の環境の保全とより良い環境の創造に向けて率先して行動し、その取組を地域全体に広げていくことによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築していきます。

【基本方針】

川越市は、「2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の脱炭素社会実現に向けた取組をはじめとして、環境に影響を与える要因を市独自の環境マネジメントシステムを用いて継続的に改善することによって、環境に配慮した自治体であることをめざします。

１　「小江戸かわごえ脱炭素宣言」に基づき、国や他の自治体とともに「2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の脱炭素社会を目指し、市民・事業者・民間団体と力をあわせて地球温暖化対策の推進に努めます。

２　事務・事業の重要性や、それらが環境に与える様々な影響を十分認識した上で、適切な環境配慮を行います。特に、エネルギー使用の合理化と環境負荷の低減を図ります。

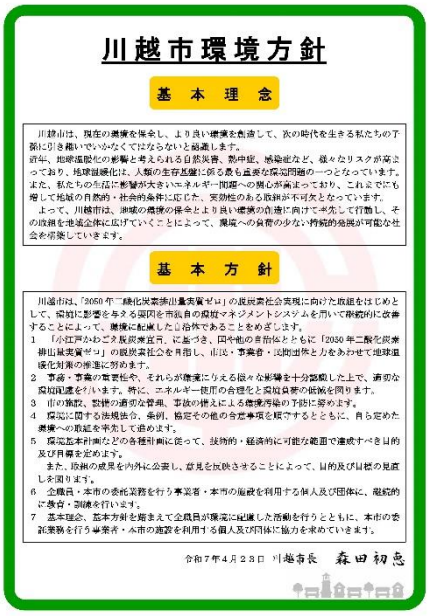
３　市の施設、設備の適切な管理、事故の備えによる環境汚染の予防に努めます。

４　環境に関する法規法令、条例、協定その他の合意事項を順守するとともに、自ら定めた環境への取組を率先して進めます。

５　環境基本計画などの各種計画に従って、技術的・経済的に可能な範囲で達成すべき目的及び目標を定めます。
また、取組の成果を内外に公表し、意見を反映させることによって、目的及び目標の見直しを図ります。

６　全職員・本市の委託業務を行う事業者・本市の施設を利用する個人及び団体に、継続的に教育・訓練を行います。

７　基本理念、基本方針を踏まえて全職員が環境に配慮した活動を行うとともに、本市の委託業務を行う事業者・本市の施設を利用する個人及び団体に協力を求めていきます。


川越市環境方針

基本理念

川越市は、現在の環境を保全し、より良い環境を創造して、次の時代を生きる私たちの子孫に引き継いでいかなくてはならないと認識します。
近年、地球温暖化の影響と考えられる自然災害、熱中症、感染症など、様々なリスクが高まっており、地球温暖化は、人類の生存基盤に係る最も重要な環境問題の一つとなっています。また、私たちの生活に影響が大きいエネルギー問題への関心が高まっており、これまでにも増して地域の自然的・社会的条件に応じた、実効性のある取組が不可欠となっています。
よって、川越市は、地域の環境の保全とより良い環境の創造に向けて率先して行動し、その取組を地域全体に広げていくことによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築していきます。

基本方針

川越市は、「2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の脱炭素社会実現に向けた取組をはじめとして、環境に影響を与える要因を市独自の環境マネジメントシステムを用いて継続的に改善することによって、環境に配慮した自治体であることをめざします。
１　「小江戸かわごえ脱炭素宣言」に基づき、国や他の自治体とともに「2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の脱炭素社会を目指し、市民・事業者・民間団体と力をあわせて地球温暖化対策の推進に努めます。
２　事務・事業の重要性や、それらが環境に与える様々な影響を十分認識した上で、適切な環境配慮を行います。特に、エネルギー使用の合理化と環境負荷の低減を図ります。
３　市の施設、設備の適切な管理、事故の備えによる環境汚染の予防に努めます。
４　環境に関する法規法令、条例、協定その他の合意事項を順守するとともに、自ら定めた環境への取組を率先して進めます。
５　環境基本計画などの各種計画に従って、技術的・経済的に可能な範囲で達成すべき目的及び目標を定めます。
また、取組の成果を内外に公表し、意見を反映させることによって、目的及び目標の見直しを図ります。
６　全職員・本市の委託業務を行う事業者・本市の施設を利用する個人及び団体に、継続的に教育・訓練を行います。
７　基本理念、基本方針を踏まえて全職員が環境に配慮した活動を行うとともに、本市の委託業務を行う事業者・本市の施設を利用する個人及び団体に協力を求めていきます。

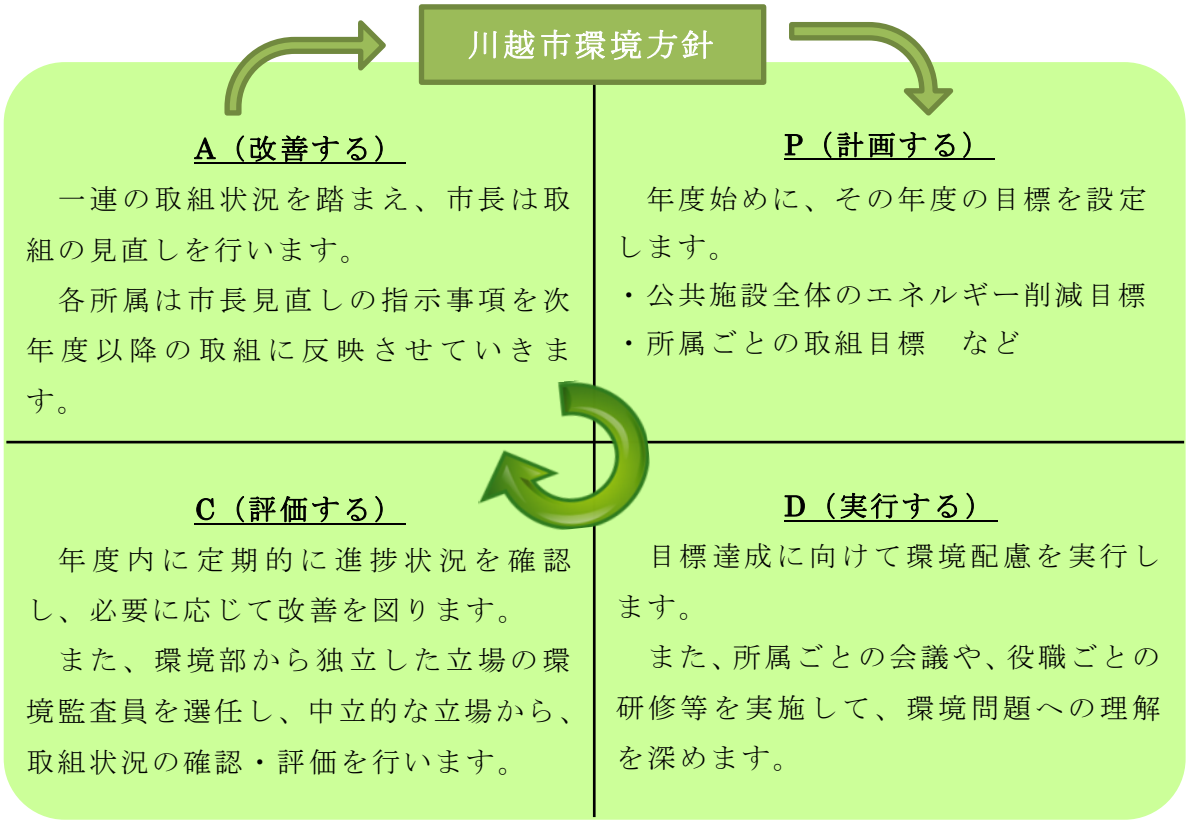
令和７年４月２８日　川越市長　森田初恵

３．運用方法・推進体制

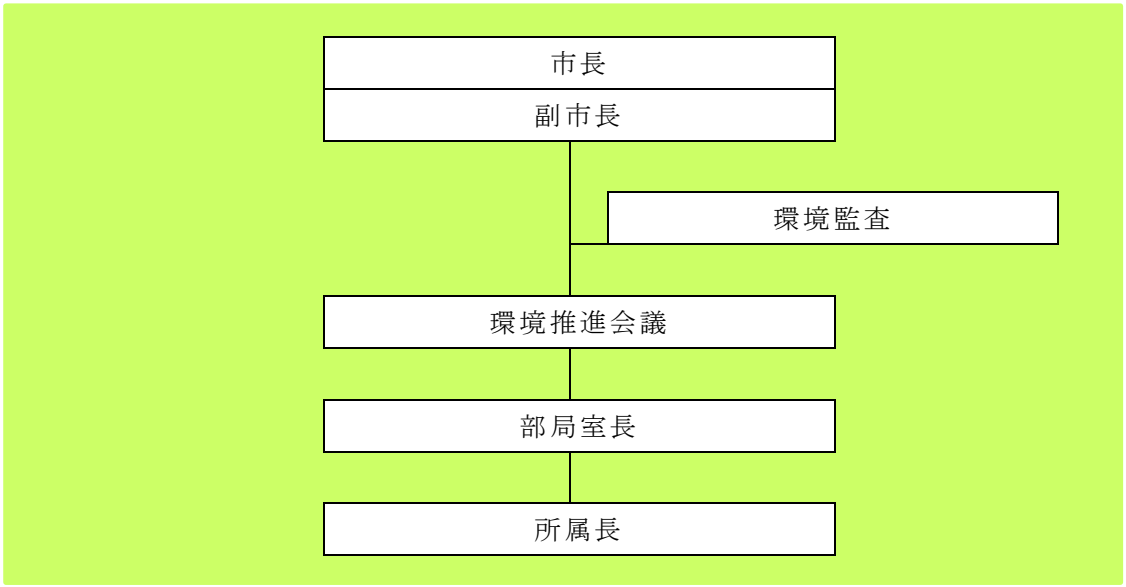
川越市 EMS は PDCA サイクルを用いて取組の管理をしています。PDCA サイクルとは、Plan（計画する）、Do（実行する）、Check（評価する）、Action（改善する）というサイクルを継続することで、取組を管理していく仕組みで、環境マネジメントシステムに限らず、様々なビジネスの管理に取り入れられている手法です。

川越市 EMS の PDCA サイクルでは、下記のような取組を行います。

〔PDCA サイクルイメージ図〕



〔推進体制図〕



第2章　実施状況

１．環境方針への適合状況

環境方針への適合状況とは、市長が内外に表明している環境方針に沿って、システムが機能しているかを評価したものです。

1	**「小江戸かわごえ脱炭素宣言」に基づき、国や他の自治体とともに「2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の脱炭素社会を目指し、市民・事業者・民間団体と力をあわせて地球温暖化対策の推進に努めます。**
	＜評価＞「2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の脱炭素社会の実現に向けて、事業者と連携協定を締結する等、地球温暖化対策の推進に努めています。
2	**事務・事業の重要性や、それらが環境に与える様々な影響を十分認識した上で、適切な環境配慮を行います。特に、エネルギー使用の合理化と環境負荷の低減を図ります。**
	＜評価＞市の事務・事業において環境に影響を与える要因の改善を図っていますが、令和７年度は５つの目標の内、３つの目標を達成できていません。 ⇒詳細については第３章に記載。
3	**市の施設、設備の適切な管理、事故の備えによる環境汚染の予防に努めます。**
	＜評価＞事故への対応について確認・訓練を実施しています。
4	**環境に関する法規法令、条例、協定その他の合意事項を順守するとともに、自ら定めた環境への取組を率先して進めます。**
	＜評価＞環境に関する法規制等については、適正に順守されています。
5	**環境基本計画などの各種計画に従って、技術的・経済的に可能な範囲で達成すべき目的及び目標を定めます。また、取組の成果を内外に公表し、意見を反映させることによって、目的及び目標の見直しを図ります。**
	＜評価＞環境基本計画などの各種計画に従って、目的及び目標を設定しています。また、取組の成果を内外に公表し、見直しを図っています。
6	**全職員・本市の委託業務を行う事業者・本市の施設を利用する個人及び団体に、継続的に教育・訓練を行います。**
	＜評価＞職員研修や職場会議等を通して、全職員及び関係者に環境に関する教育・訓練を行っています。

7	基本理念、基本方針を踏まえて全職員が環境に配慮した活動を行うとともに、本市の委託業務を行う事業者・本市の施設を利用する個人及び団体に協力を求めていきます。
	＜評価＞庁内に環境方針のポスターを掲示し、常に基本理念及び基本方針を踏まえた活動が行われるようにしています。

２．教育・訓練の実施（緊急事態訓練含む）

令和７年度は以下のとおり環境に関する教育・訓練を実施しました。

研修名	対象	回数	参加人数※
職場会議	所属職員	随時	－
新規採用職員研修	新規採用職員	2 回	125 人
昇任者環境問題研修①	主任相当職に昇任した者	1 回	55 人
昇任者環境問題研修②	副主幹相当職に昇任した者	1 回	41 人
昇任者環境問題研修③	課長相当職に昇任した者	1 回	21 人
環境マネジメント研修	全正規職員	1 回	100 人
環境監査員養成研修	環境監査員	1 回	8 人
エコ推進員研修	エコ推進員	1 回	95 人
緊急事態訓練	管財課・会計室　　他	随時	－

※昇任者研修①、②、③、環境マネジメント研修及びエコ推進員研修に関しては動画配信形式にて実施

３．環境に関する意見・苦情等

システムの継続的な改善を図るために、市民の方々や職員からの意見・苦情等を市長の見直しに資する情報として提供しています。

令和７年度に、市民意見箱やインターネット、各課窓口への問い合わせ等を通して市民の方から寄せられたご意見・ご要望・苦情等は、1,953 件ありました。主なご意見等は以下のとおりです。対応は関係課で行っています。

・野焼きについて	・工事の音、重機の振動について
・ごみ出しのマナー、不法投棄について	・樹木の越境、剪定、伐採について
・アライグマの防除、野鳥の糞害について	・下水道本管等の詰まりについて
・屋外広告物について	・ごみ屋敷について
・市内の緑化、緑地保全について	・路上喫煙について

４．環境監査

環境監査は、川越市 EMS が適切に構築されており、法的要求事項及びその他の取決め、マニュアル、環境方針並びに目的及び目標に適合した運用がなされ、有効かつ妥当なものであるかどうかを定期的に検証するために実施し、市長に報告しています。

環境監査員は、環境統括監査員を含め２２名（令和７年度）で、システムの維持運営及び監査の実施にふさわしい能力を持つ者を市長が任命しています。また、環境部から独立した組織で、責任と権限を持っています。

令和７年度環境監査における､指摘事項及びグッドポイントの主なものは以下のとおりです。

指摘事項	・指摘事項なし
グッド ポイント	・システムやアプリを導入し、手続きの電子化、紙の使用量削減を図っている。 ・公民館の講座申込みや利用者アンケート等は、利用者の状況に合わせて、電子申請を導入している。 ・プラごみ用のごみ箱を職場に設置し、分別の意識向上を図っている。 ・近距離の移動は自転車を推奨し、公用車での現地調査を行う場合は、区分けしたエリアごとに調査するなどの工夫をしている。 ・慣例的に行っていた資料作成などを見直し、作成が必須でない資料を廃止するなどして業務のスリム化を図り、時間外を削減した。 ・業務の効率化（必要な資料を迅速に取り出せるなど）や環境負荷低減（資源の有効利用やエネルギー効率化の促進、紙資源の削減、廃棄物抑制、安全性向上など）といった視点から、執務室内や身の回りの整理整頓を推進している。

５．市長見直し

市長は、毎年１回、川越市 EMS が継続して妥当でかつ効果が上がるように機能しているかどうかを確認するために、次年度の予算要求及び予算編成に合わせ、見直しを行います。

令和６年度の実施状況を踏まえた、令和７年度の市長による見直しは、令和７年１１月２６日に実施され、下記の１点が新たな方針となりました。

方　針	職員一人ひとりが日常業務において省エネルギーの取組を徹底するとともに、庁舎設備等を更新する際には、省エネルギー性能の高い製品の選択を心がけるなど、市の事務事業におけるエネルギー使用量の削減に努めること。
対応状況	削減のベースは日々の省エネを継続し、そのうえで設備の更新や施設の新設の際には、再生可能エネルギーや省エネ性能の高い設備の導入を図ることを全庁に通知いたしました。また、今後も、省エネルギーの取組を徹底し、電力使用量の削減に努めるよう、全庁に促していきます。

６．環境に関する取組経過一覧（過去５年の取組）

年度	実施内容
令和３年度	・小江戸かわごえ脱炭素宣言
令和４年度	・武州ガス株式会社及び東京ガス株式会社と脱炭素のまちづくりに向けた包括連携協定を締結 ・東京電力パワーグリッド株式会社との脱炭素社会の実現に向けた共創推進に関する連携協定を締結
令和５年度	・「第三次川越市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」改定 ・ウォータースタンド株式会社と脱炭素社会の実現に向けたプラスチックごみ削減の推進に関する連携協定を締結
令和６年度	・公共施設太陽光発電設備導入可能性調査を実施
令和７年度	・アイチューザー株式会社と太陽光発電設備等共同購入事業に関する協定を締結 ・「第四次川越市環境基本計画・第二次川越市緑の基本計画」策定 ・「第六次川越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」策定

第３章　公共施設全体の取組

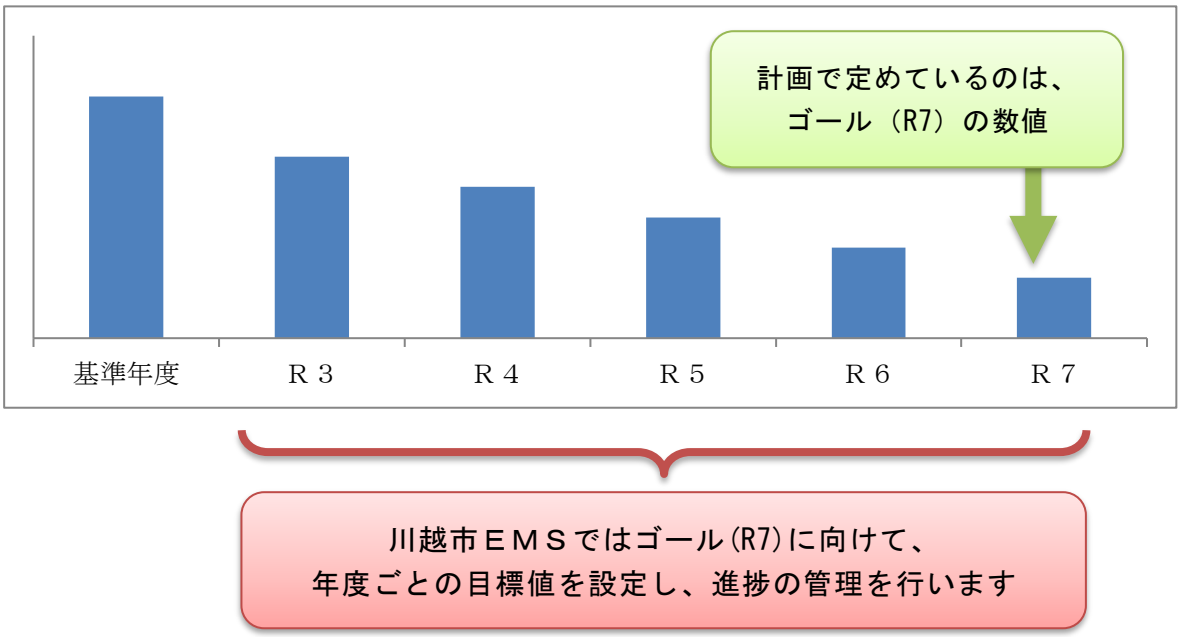
１．公共施設全体の環境目標

川越市 EMS における公共施設全体の環境目標の指標は「第五次川越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」及び「第五次川越地区消防組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」のエネルギー使用量等の削減目標と同じ項目にしています。

上記２つの計画では、エネルギー使用量等の削減について、令和７年度の数値目標を設定しています。川越市 EMS では、その目標を達成するための年度ごとの目標値を設定しますが、令和６年度の実績値と目標値に乖離がある一部項目については実績値を考慮して令和７年度の目標値を再設定しております。

年度ごとの目標値は２つの計画の目標値を合算し、市役所と消防組合全体での目標として管理しています。

〔イメージ図〕



〔実行計画における目標項目と目標値〕

	H25 実績値（基準）	R7 目標値
電力使用量（kWh）	38,530,577	31,671,513
ガソリン使用量（ℓ）	218,586	180,062
その他燃料使用量（t-CO_2）	6,803	6,214
コピー用紙の購入量（枚）	48,242,000	47,240,000
水道使用量（m^3）	708,991	708,991

２．公共施設全体の環境目標の取組結果

（１）電力使用量【結果：×】　　単位：kWh

	目標値	実績値		
			市役所	消防組合
H25 （基準年度）	―	38,530,577	37,657,439	873,138
R2	38,944,053	43,851,530	42,837,265	1,014,265
R3	40,232,172	43,426,449	42,422,110	1,004,339
R4	40,232,172	42,781,842	41,793,412	988,430
R5	40,232,172	43,094,882	42,128,557	966,325
R6	40,232,172	42,932,974	41,934,161	998,813
R7	40,232,172※	42,537,518	41,478,527	1,058,991

※R7 目標値は、実行計画の目標値とは異なります。前年度までの目標値を達成できなかったため、前年度と同じ目標値で取り組むこととしています。

令和７年度の実績値は、昨年度に比べ減少したものの、目標を達成することができませんでした。

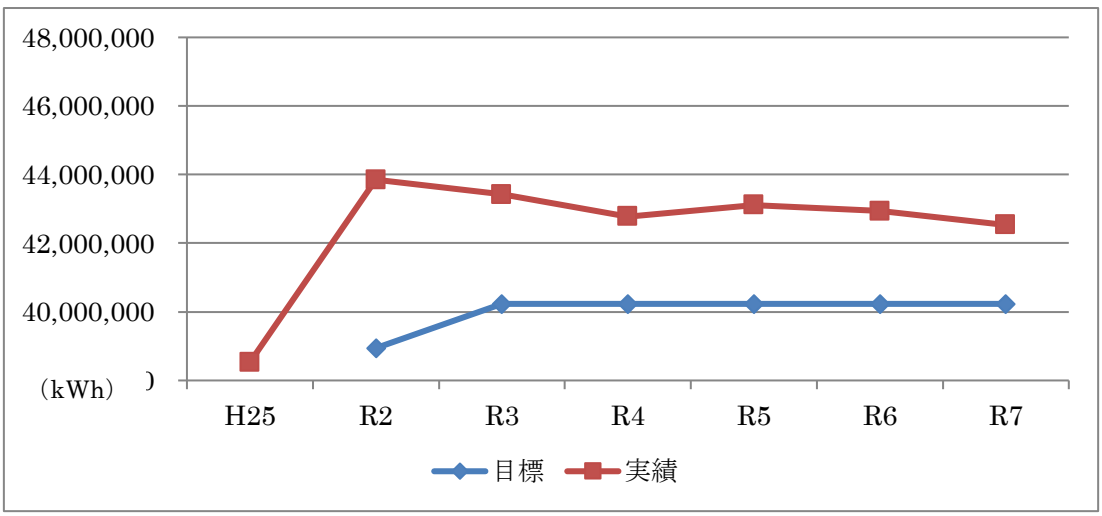
〔原因考察〕

令和７年度は前年度より雨量が少なかったことで雨水排水ポンプの稼働が減少したことや総合福祉センター照明設備の LED 化などで昨年度に比べて減少しましたが、第一四半期の早い時期から気温が上昇したことで空調等の使用が増えたこともあり、そのことが目標を達成することができなかった要因の一つと考えられます。

〔今後の対応〕

新規の施設の稼働開始や稼働率の上昇、増設した設備の稼働開始などにより、電力使用量は年々増加傾向にありますが、公共施設の照明設備の LED 化により、電力使用量が減少しているため、他の公共施設においても、空調や照明設備の更新を進める必要があると考えられます。

今後も職員による節電を推進すると同時に、設備改修などの機会をとらえて省エネ性能の高い機器への入替えを図り、電力使用量の削減に努めます。



（２）ガソリン使用量【結果：×】　　単位：ℓ

	目標値	実績値		
			市役所	消防組合
H25 （基準年度）	―	218,586	136,611	81,975
R2	216,081	179,820	101,790	78,030
R3	192,906	181,740	95,240	86,500
R4	189,696	195,556	92,425	103,131
R5	189,696	201,588	95,998	105,590
R6	189,696	212,245	101,693	110,552
R7	189,696※	203,380	98,890	104,490

※R7 目標値は、実行計画の目標値とは異なります。前年度までの目標値を達成できなかったため、前年度と同じ目標値で取り組むこととしています。

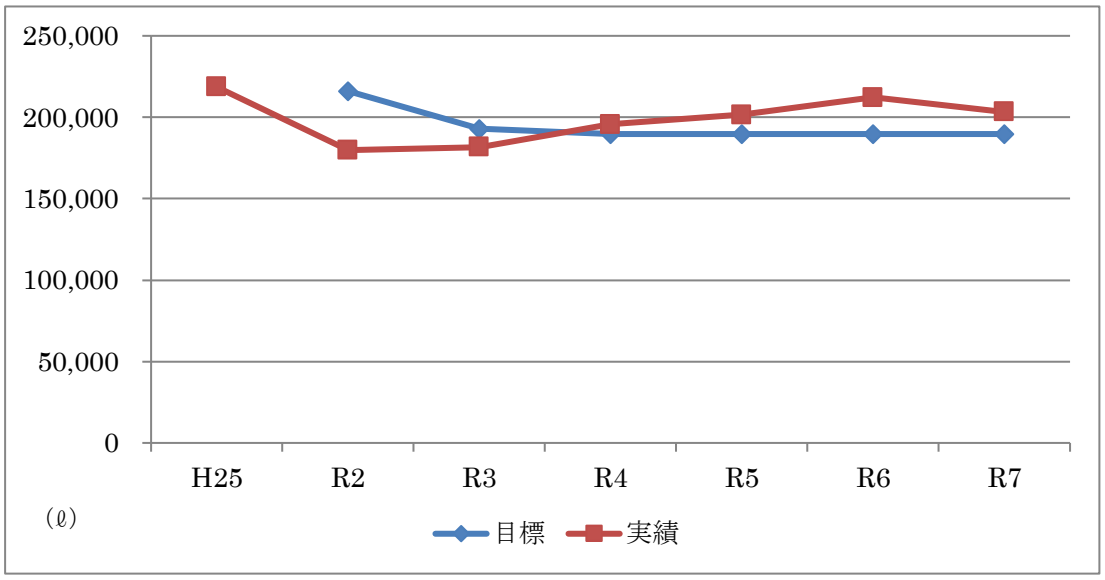
令和７年度の実績値は、昨年度に比べ減少したものの目標を達成することができませんでした。

〔原因考察〕

令和７年度は、消防組合の救急件数の減少などにより昨年度に比べガソリン使用量が減少しましたが、基準年度と比較した場合では、救急車の出場件数が 1.4 倍と増加していることなどが目標を達成することができなかった要因と考えられます。

〔今後の対応〕

消防組合のガソリン使用量については自律的にコントロールすることが難しいものではありますが、公用車の導入・利用に際し、環境性能に優れた自動車の導入、エコドライブの徹底、自転車の利用促進により、ガソリン使用量の削減を図っていきます。



（３）その他燃料使用量【結果：×】　　単位：t-CO_2

	目標値	実績値		
			市役所	消防組合
H25（基準年度）	—	6,803	6,619	184
R2	6,487	7,689	7,554	135
R3	7,540	7,213	7,084	130
R4	7,208	7,288	7,158	130
R5	7,208	7,719	7,597	122
R6	7,208	8,631	8,508	122
R7	7,208※	8,286	8,158	127

※R7 目標値は、実行計画の目標値とは異なります。前年度までの目標値を達成できなかったため、前年度と同じ目標値で取り組むこととしています。

その他燃料使用量とは、ガソリン以外の燃料（灯油、軽油、重油、LPG、都市ガス）の使用量を二酸化炭素換算した数値です。

令和７年度の実績値は、昨年度に比べ減少したものの、目標を達成することができませんでした。

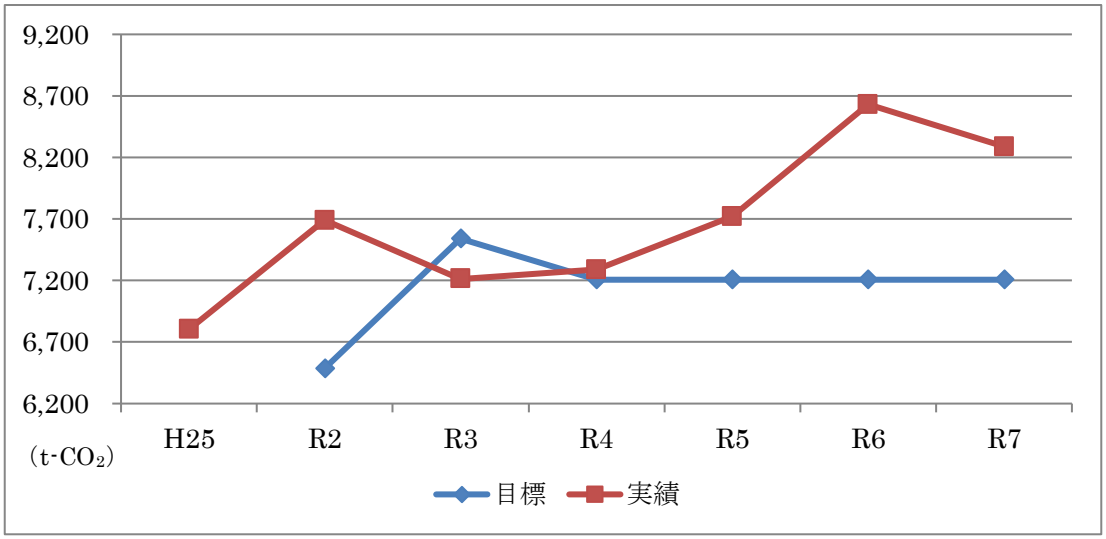
〔原因考察〕

その他燃料使用量（二酸化炭素排出量に換算した排出量）は、主に LPG、都市ガスの使用が大きく影響していると考えられます。

令和７年度は、資源化センターにおいて、炉が順調に稼働したことで都市ガスの使用量が減少しました。一方、小中学校の普通教室や体育館の空調設備の導入が進み、夏季を中心に都市ガスや LPG の使用量が増加したことなどが目標を達成することができなかった要因と考えられます。

〔今後の対応〕

職員による省エネを推進すると同時に、設備改修などの機会をとらえて省エネ性能の高い機器への入替えを図り、燃料使用量の削減に努めます。



（４）コピー用紙の購入量【結果：〇】　　単位：枚

	目標値	実績値		
			市役所	消防組合
H25 （基準年度）	―	48,242,000	47,055,000	1,187,000
R2	47,400,864	55,882,190	54,711,490	1,170,700
R3	52,431,000	53,840,215	53,284,715	555,500
R4	50,431,200	51,776,651	51,037,151	739,500
R5	50,431,200	47,124,575	46,174,075	950,500
R6	48,231,000	43,973,186	43,280,686	692,500
R7	46,214,000※	42,992,800	42,165,550	827,250

※R7 目標値は、前年度までに実行計画の目標値を達成できたため、実行計画の目標値以下の値を設定し取り組むこととしています。

令和７年度の実績値は、目標を達成することができました。

〔原因の考察〕

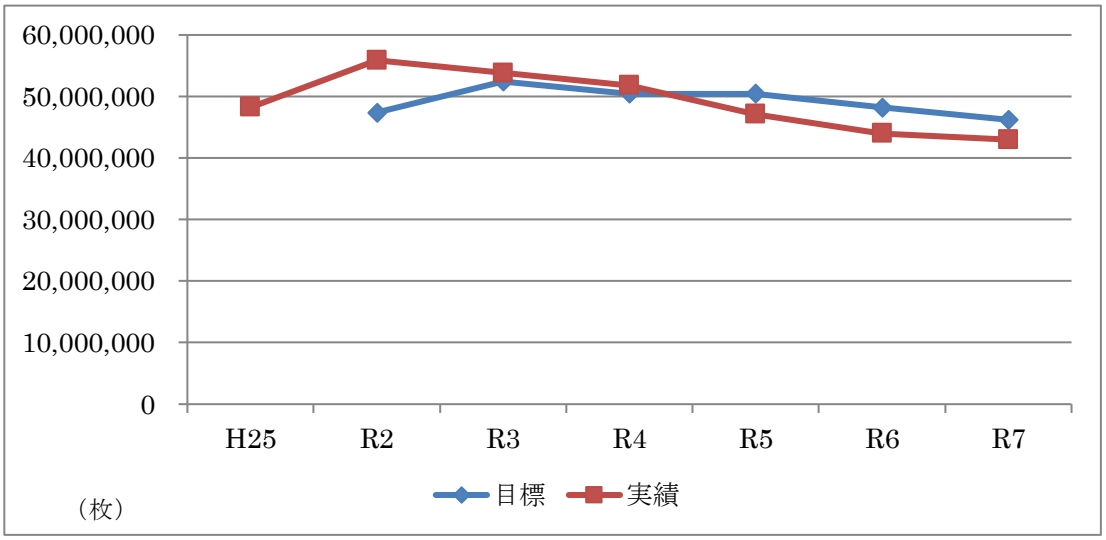
市役所では、計画の策定や制度改正に係る配布資料の作成などで大量の紙資源を消費しています。

令和７年度は、前年度より導入された財務会計システムや文書管理システムが浸透したことやペーパーレス会議を推進したことなどのほか、学校においては、学校と家庭との連絡をデジタル化する連絡システムを導入するなど、ICT の活用を推進したことにより、目標値を達成したものと考えられます。

〔今後の対応〕

今後もＤＸ担当部局と連携し、事務事業のデジタル化を推進します。

また、職員への削減意識を啓発し、庁内で行われる会議等については、職員が業務で使用するパソコンを持参し、パソコンで資料を閲覧するなどして、会議等における資料のペーパーレス化の徹底を推進します。



（５）水道使用量【結果：〇】　　単位：㎥

	目標値	実績値		
			市役所	消防組合
H25 （基準年度）	―	708,991	698,348	10,643
R2	715,190	555,053	544,628	10,425
R3	708,991	622,267	612,667	9,600
R4	708,991	644,965	635,497	9,468
R5	708,991	635,117	625,477	9,640
R6	708,991	652,921	642,364	10,557
R7	708,991	654,115	644,016	10,099

令和７年度の実績値は、昨年度より増加したものの、目標値以下に抑えることができました。

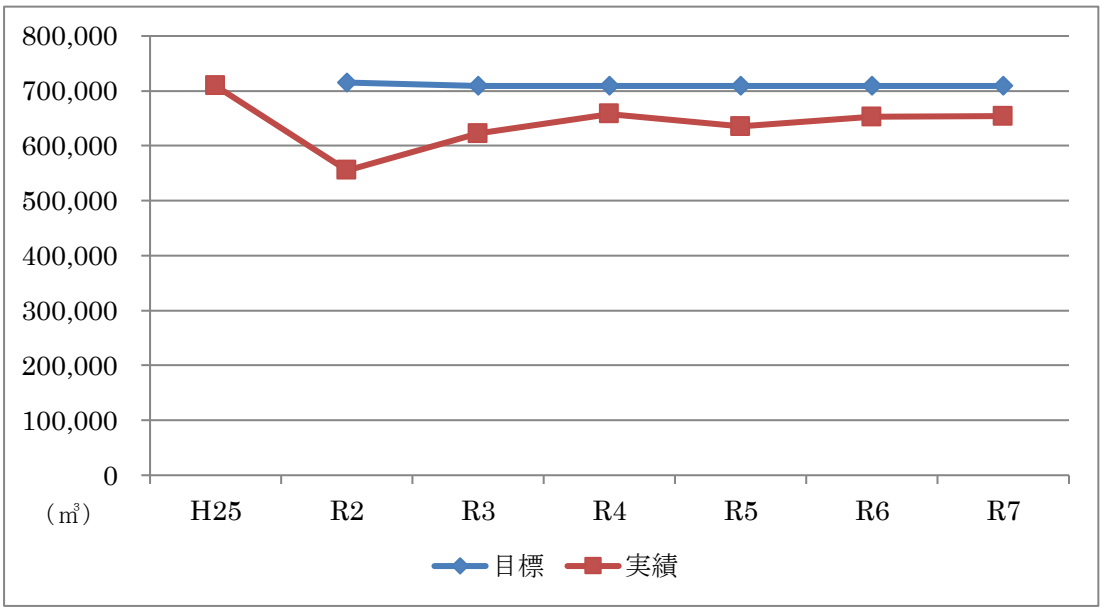
〔原因の考察〕

令和７年度について目標値は達成したものの令和６年度より増加しました。小中学校において漏水が発生したことが令和６年度と比較し増加した要因として考えられます。

〔今後の対応〕

公共施設では、施設の稼働率に水道使用量が左右されるため、職員の努力だけではなく、利用者への節水の呼びかけや、設備の効率的な運転を心がけ、削減を図っていきます。

また、公共施設の中には、老朽化により漏水等が発生する可能性があるため、こまめな日常点検を行い、漏水の早期発見に努めます。



３．所属の取組状況

各所属は、業務の特性に応じて所属の環境目標を設定します。目標の内容は各所属が任意で設定しますが、公共工事の担当課では「公共工事における環境配慮指針」に基づく環境配慮率の目標を設定したり、事業担当課では環境に配慮した事業の実施についての目標を設定したりなど、内容は多岐にわたります。

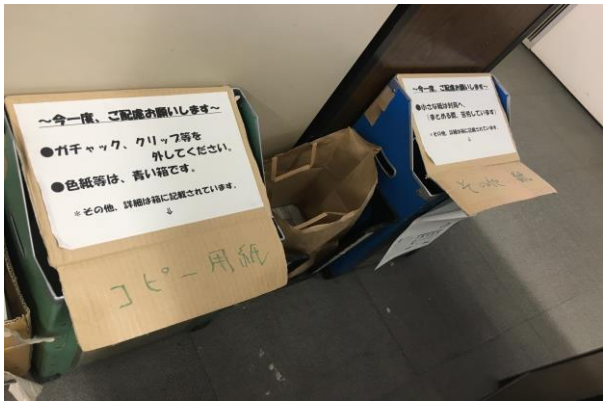
令和７年度の主な取組状況は以下のとおりです。

〔所属の主な環境目標〕

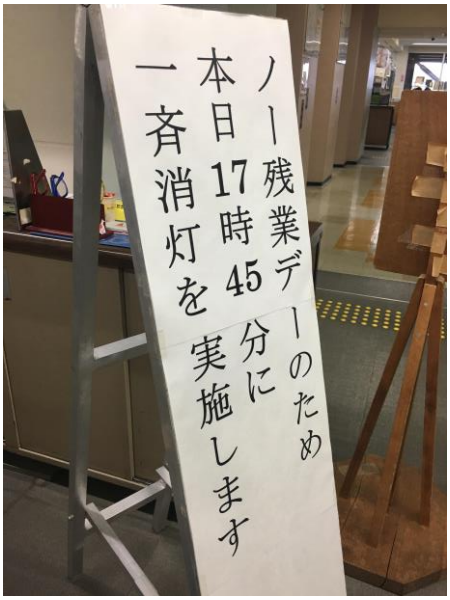
・庁用車の平均燃費向上（エコドライブ推進）	・コピー用紙購入量の削減
・グリーン購入法適合商品の購入	・コピーカウント数の削減
・環境関連講座の実施回数	・電気・ガス・水道使用量の削減
・公共工事における環境配慮率	・環境に関する図書の特集展示
・電子申請の導入件数	・ペーパーレス会議の開催



環境にやさしい自動車の導入・活用



課ごとに紙類のリサイクルボックスを設置





写真の左半分は誰もいないので消灯。
職員が作業中の右半分だけ点灯しています。

時間外には不要な照明の消灯を徹底（上）
第３水曜日には一斉消灯を行い、エネルギー管理と職員のリフレッシュを図ります。（左）

４．環境関連法規制等の順守状況

川越市 EMS では、市が事業者として、また行政として順守すべき事務、施設管理、公共工事、環境施策に関する法規制等を該当所属ごとに管理しています。

事務に関する法規制等は以下の通りで、すべての所属に該当します。令和７年度はすべての所属で事務に関する法規制等（②～⑤）が順守されました。なお、「①国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」に関する順守状況は次ページをご確認ください。

法規制等名称	該当条項	内容
①国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）	第 4・10・11 条	物品の購入の際にはグリーン購入法の判断基準を満たす製品を購入するよう努めること。
②循環型社会形成推進基本法	第 11 条	再生品を使用すること等により循環型社会の形成に努めるとともに、循環資源（再生等が可能な廃棄物）については適正な処分を行うこと。
③特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）	第 6 条	家電製品の廃棄を抑制するよう努めるとともに、排出の際には適切に処理すること。
④廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第 3 条	廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、排出の際には適切に分別すること。
⑤埼玉県生活環境保全条例	第 33 条	運送の委託を行う際には、委託された者が粒子状物質対策自動車の運行について、同法の規定を遵守するよう処置を講じること。
	第 40 条第 1 項	自動車の駐停車時にはアイドリング・ストップを励行すること。

施設管理、事業配慮、環境施策に関する法規制等は該当する所属で管理しており、令和７年度は該当するすべての法規制等が順守されました。

【業務用エアコン等の適正な管理に努めています】

平成２７年４月１日からフロン排出抑制法が施行され、業務用のエアコンや冷蔵冷凍庫などを管理している事業者は、点検の実施や漏えい量の算定が義務付けられました。

漏えい量は前年度のものを集計するため、令和７年度は令和６年度分の漏えい量を算定しました。各所属において適切に機器の管理が行われており、国への報告義務には該当しませんでした。

今後も簡易点検・定期点検を徹底し、環境に与える悪影響の軽減を図ります。

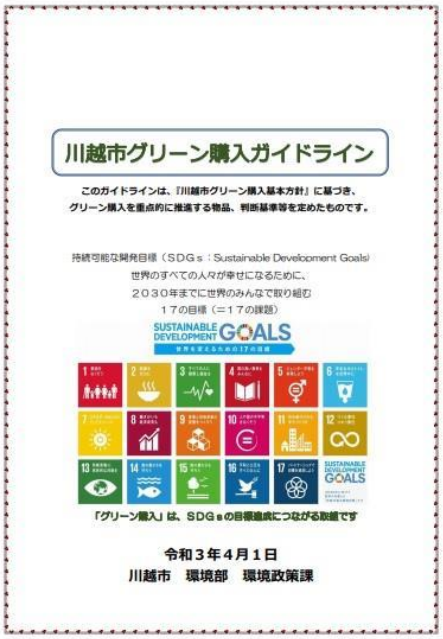


【グリーン購入の取組を推進しています】

令和３年４月１日に策定した「川越市グリーン購入基本方針」に基づき、物品等の調達に当たっては、調達の必要性を十分に検討した上で、調達目的に支障のない範囲で、グリーン購入に努めるものとしています。グリーン購入を重点的に推進する物品（川越市グリーン購入重点調達品目）及び判断基準については、「川越市グリーン購入ガイドライン」を別に定めています。

なお、グリーン購入の推進については、「川越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の推進・管理体制をもって行い、川越市グリーン購入重点調達品目の調達実績について、毎年度終了後に取りまとめの上、公表するものとしています。

令和７年度は計１０所属で、計１８件の川越市グリーン購入ガイドラインの判断基準に適合した物品等の調達が行われませんでした。ガイドラインの判断基準に適合した物品等を調達できなかった物品及び理由は以下の通りです。



〔調達できなかった主な物品と件数及び理由〕

品目	調達できなかった件数	調達できなかった理由
文具類	10 件	・適合品がなかった ・グリーン購入を考慮していなかった
OA 機器等	4 件	・適合品がなかった ・予算内で購入できなかった
オフィス家具等	2 件	・適合品がなかった ・予算内で購入できなかった
紙類	1 件	・適合品がなかった
印刷物	1 件	・適合品がなかった

今後も川越市グリーン購入基本方針及び川越市グリーン購入ガイドラインを各所属へ周知徹底し、市が調達する全ての物品等について、環境負荷低減に配慮した調達に努めます。

第４章　環境に与える影響が大きい施設の法規制等順守状況

市の公共施設のうち、大気や水質等に大きな影響を与える施設における法規制等の順守状況は以下のとおりです。

１．東清掃センターの取組

東清掃センターが規制を受ける法規制等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、放射性物質汚染対処特別措置法等があります。順守状況は以下のとおりです。

［法規制等順守状況］

項目		目標値	測定結果	測定回数	評価
ダイオキシン類（排ガス）		1 ng-TEQ /㎥N	〈１号炉〉 0.0033 ng-TEQ/㎥N 〈２号炉〉 0.00078 ng-TEQ/㎥N	各炉= １回/年	○
ばいじん		0.02 g/㎥N	<0.0021～<0.0023 g/㎥N	各炉= ３回/年	○
硫黄酸化物(Sox)		100 ppm	12～16 ppm		
窒素酸化物(Nox)		180 ppm	84～140 ppm		
塩化水素(HCℓ)		200 mg/㎥N	24～34 mg/㎥N		
熱灼減量		10 %	4.2～6.6 %	１回/月	○
最終処分に係る飛灰等溶出試験		※１	※１	２回/年 ※２	※１
騒音（敷地境界）		朝夕 50/65 dB 昼 55/70 dB 夜 45/60 dB	朝夕 43～51 dB 昼 61～63 dB 夜 43～52 dB	１回/年 ※２	※３
振動（敷地境界）		昼 60/65 dB 夜 55/60 dB	昼 34～39 dB 夜 <30～36 dB	１回/年 ※２	○
臭気指数（敷地境界）		14	<10	１回/年 ※２	○
防爆ボイラー	ばいじん	0.30 g/㎥N	<0.0024～<0.0025 g/㎥N	２回/年	○
	窒素酸化物	160 ppm	33～43 ppm		
放射性物質（焼却灰）		※４	不検出～14 Bq/kg	１回/月	○
放射性物質（飛灰）			34～67 Bq/kg		
放射性物質（排ガス）		※５	不検出		
敷地境界放射線量		※６	0.05～0.08 μSv/h	７日に１回以上	○
水銀		※７	0.07～0.84 μg/㎥N	各炉= ３回/年	○

※１　測定項目は多数、「鉛又はその化合物」の項目を除く全ての測定項目で目標値以下です。なお、法令基準値は最終処分する場合に限るものです。令和 6 年度は飛灰等を全量再資源化し、適正に処理されているため参考として測定しています。

※２　測定回数についての定めはありません。

※３　施設停止時に測定した結果から暗騒音による影響が大きいと推定され、苦情等もないことから参考値扱い。なお、敷地内は用途地域ごとに、適用される基準値が異なります。

※４　平成 24 年 1 月 1 日より「放射性物質汚染対処特別措置法」により月 1 回以上の調査義務が定められました。なお、環境省令によって基準値（８，０００Bq/kg 以下）が定められました。

※５　平成 24 年 1 月 1 日より「放射性物質汚染対処特別措置法」により月 1 回以上の調査義務が定められました。

※６　平成 24 年 1 月 1 日より「放射性物質汚染対処特別措置法」により 7 日に 1 回以上の調査義務が定められました。なお、環境省令によって基準値（０．２３μSv/h 以下）が定められました。

※７　平成 30 年 4 月 1 日より「大気汚染防止法」により 6 箇月を超えない作業期間ごとに 1 回以上の調査義務が定められました。なお、規制値は５０μg/m³N となっています。

２．資源化センターの取組

資源化センターが規制を受ける法規制等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、埼玉県溶融スラグ有効利用指針品質基準、放射性物質汚染対処特別措置法等があります。それぞれの順守状況は以下のとおりです。

［法規制等順守状況］

項目	目標値	測定結果	測定回数	評価
ダイオキシン類（排ガス）	0.005 ng-TEQ /m³N	0.00000011～0.00078 ng-TEQ /m³N	各炉= 2 回/年	○
ばいじん	0.02 g/m³N	<0.0007～0.001 g/m³N	各炉= 6 回/年	○
硫黄酸化物(Sox)	10ppm	<1 ppm		
窒素酸化物(Nox)	50ppm	＜9～24 ppm		
塩化水素(HCℓ)	10ppm	<0.5～1.2 ppm		
熱灼減量	5%	<0.06～0.94 %	1 回/月	○
最終処分に係る飛灰等溶出試験	※１	※１	1 回/月	○
騒音（敷地境界）	朝夕 50 dB 昼 55 dB 夜 45 dB	朝夕 40～49 dB 昼 49～52 dB 夜 37～43 dB	1 回/年 ※2	○
振動（敷地境界）	昼 60 dB 夜 55 dB	昼 <30 dB 夜 <30 dB	1 回/年 ※2	○
臭気指数（敷地境界）	14	<10	1 回/年 ※2	○
水質（処理水）	※１	※１	1 回/月	○

項目	目標値	測定結果	測定回数	評価
ダイオキシン類（処理水）	10pg-TEQ/ℓ	0.17 pg-TEQ/ℓ	1回/年	○
スラグ品質基準	※1	※1	1回/月	○
放射性物質（溶融スラグ）	※3	不検出	1回/月	○
放射性物質（溶融飛灰）		不検出～50　Bq/kg		
放射性物質（溶融不適物）		不検出～9.7　Bq/kg		
放射性物質（放流水）	※4	不検出		
放射性物質（排ガス）				
敷地境界放射線量	※5	0.03～0.07　μSv/h	7日に1回以上	○
水銀	※6	<0.020～0.21μg/m³N	各炉=6回/年	○

※1　測定項目は多数、全ての測定項目が目標値以下です。

※2　測定回数についての定めはありません。

※3　平成24年1月1日より「放射性物質汚染対処特別措置法」により月1回以上の調査義務が定められました。なお、環境省令によって基準値（８，０００Bq/kg以下）が定められました。

※4　平成24年1月1日より「放射性物質汚染対処特別措置法」により月1回以上の調査義務が定められました。

※5　平成24年1月1日より「放射性物質汚染対処特別措置法」により7日に1回以上の調査義務が定められました。なお、環境省令によって基準値（０．２３μSv/h以下）が定められました。

※6　平成30年4月1日より「大気汚染防止法」により4箇月を超えない作業期間ごとに1回以上の調査義務が定められました。なお、規制値は５０μg/m³Nとなっています。

３．小畔の里クリーンセンターの取組

小畔の里クリーンセンターが規制を受ける法規制等は、ダイオキシン類対策特別措置法、放射性物質汚染対処特別措置法です。順守状況は以下のとおりです。

［法規制等順守状況］

項目	目標値	測定結果	測定回数	評価
ダイオキシン類(放流水)	10pg-TEQ／ℓ以下	0.00035pg-TEQ／ℓ	1回／年	○
ダイオキシン類（地下水ピット）	1pg-TEQ／ℓ以下	0.062pg-TEQ／ℓ		
ダイオキシン類（地下水周縁）		0.062pg-TEQ／ℓ		
放射性物質（放流水）	※1	不検出	1回／月	○
放射性物質（地下水上流）				
放射性物質（地下水下流）				
敷地境界放射線量	※2	0.04～0.08　μSv/h	7日に1回以上	○

※1　平成24年1月1日より「放射性物質汚染対処特別措置法」により月1回以上の調査義務が定められました。

※２　平成 24 年１月１日より「放射性物質汚染対処特別措置法」により７日に１回以上の調査義務が定められました。なお、環境省令によって基準値（０．２３μSv/h 以下）が定められました。

４．環境衛生センターの取組

環境衛生センターが規制を受ける法規制等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、埼玉県生活環境保全条例、騒音規制法、悪臭防止法、下水道法、川越市下水道条例等があります。順守状況は以下のとおりです。

［法規制等順守状況］

項目	目標値	測定結果	測定回数	評価
pH	5.0～9.0	6.7～7.9	2 回/月	○
SS	600 mg/ℓ以下	5～19 mg/ℓ		
BOD	600 mg/ℓ以下	0.6～8.8 mg/ℓ		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	30 mg/ℓ以下	2.5 未満 mg/ℓ	1 回/月	○
リン含有量	32 mg/ℓ以下	2.4～9.0 mg/ℓ	2 回/月	○
窒素含有量	240 mg/ℓ以下	2～21 mg/ℓ		
沃素消費量	220 mg/ℓ以下	20 未満 mg/ℓ	1 回/月	○

第２部　地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

第１章　市役所における取組状況

１．温室効果ガスの排出削減目標

第五次川越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の目標は、温室効果ガス排出量を令和７年度までに基準年度（平成 25 年度）比で 16.1%以上削減することです。

	H25 （基準年度）	目標	R7 （目標値）
排出量（t-CO_2）	55,301	16.1%以上削減	46,410

２．部局ごと温室効果ガス排出量

部局	ガス種類	H25 (基準年度)	R6	R7		第五次計画目標	
		排出量 (t-CO_2)	排出量 (t-CO_2)	排出量 (t-CO_2)	基準年度比	R7 目標 排出量 (t-CO_2)	基準年度比
市長部局	エネルギー起源 CO_2	14,766	15,033	14,938	+1.2%	10,597	-28.2%
	その他ガス※	28,579	36,943	39,161	+37.0%	27,229	-4.7%
教育委員会	エネルギー起源 CO_2	7,987	7,652	7,995	+0.1%	5,731	-28.2%
	その他ガス※	12	42	47	+307.8%	11	-8.3%
上下水道局	エネルギー起源 CO_2	3,953	2,617	4,276	+8.2%	2,837	-28.2%
	その他ガス※	4	3	62	+1453.7%	4	±0.0%
3部局合計	エネルギー起源 CO_2	26,706	25,302	27,209	+1.9%	19,166	-28.2%
	その他ガス※	28,595	36,988	39,270	+37.3%	27,244	-4.7%
	合計	55,301	62,290	66,479	+20.2%	46,410	-16.1%

◆端数処理により、３部局合計値、基準年度比増減率が一致しないことがあります。

※「その他ガス」は、非エネルギー起源 CO_2（一般廃棄物の焼却等による CO_2 の排出）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の排出量の合算値です。

【令和７年度の状況】

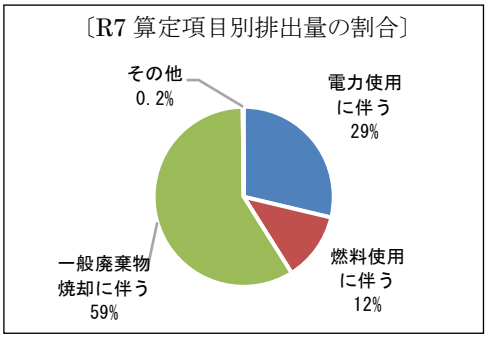
- 令和７年度に、市役所（３部局合計）から排出された温室効果ガス総排出量は、66,479t-CO_2 で、基準年度比で 20.2%増加、前年度に対しても 6.7%増加となりました。
- 第五次計画の取組結果としては、総排出量、エネルギー起源 CO_2 及びその他ガスのすべての項目において、基準年度における排出量を上回る結果となりました。

３．算定項目別温室効果ガス排出量（3 部局合計）

算定項目		H25 (基準年度) ($t\text{-}CO_2$)	R6 ($t\text{-}CO_2$)	R7 ($t\text{-}CO_2$)
①電力使用に伴う排出量		19,770	16,617	19,083
②燃料使用に伴う排出量	ガソリン	317	236	229
	灯油	1,105	257	268
	軽油	222	251	287
	A重油	920	29	36
	LPG	96	215	542
	都市ガス	4,301	7,757	6,847
③自動車走行に伴うCH_4、N_2Oの排出量		15	10	9
④一般廃棄物焼却に伴う排出量	連続燃焼式	1,530	1,508	1,316
	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	26,862	35,297	37,747
⑤下水処理に伴う排出量		15	17	17
⑥し尿処理に伴う排出量		105	44	46
⑦合併処理浄化槽等による排出量		36	48	49
⑧その他（HFC・笑気ガス）		6	5	4
職員の取組が反映される指標の合計［①+②+③］		26,746	25,372	27,301
その他の合計［④+⑤+⑥+⑦+⑧］		28,554	36,918	39,179
温室効果ガス総排出量		55,301	62,290	66,479

※表中の数値は小数点以下四捨五入のため、合計が必ずしも「温室効果ガス総排出量」と合致しません。
※「第五次計画」から、温室効果ガス排出量の算定に用いる「温室効果ガス排出係数」を変更しています。

【令和 7 年度の状況】



- 電力使用由来の温室効果ガス排出量は、調達する電気の二酸化炭素排出係数の変動の影響もあり、前年度（R6）より 14.8%増加しました。
- 学校教室等への空調設備の整備や近年の夏季における記録的な猛暑や冬季における厳冬に対応するため空調機器の稼働率が高まったことに伴い、LPG 使用由来の温室効果ガス排出量が前年度より 152%増加しました。
- 算定項目別温室効果ガス排出量の割合では、一般廃棄物焼却由来の排出が最も多く、全体の 59%を占めています。近年は、廃棄物中に占める廃プラスチックの割合の高止まりが続き、非エネルギー起源 CO_2 排出量の削減が進んでいない状況です。
- し尿処理に伴う温室効果ガス排出量については、下水道整備の進展に伴い、し尿処理施設への汲み取りし尿搬入量が減少したことなどに伴い、近年は減少傾向にあります。

第2章　消防組合における取組状況

１．温室効果ガスの排出削減目標

第五次川越地区消防組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の目標は、温室効果ガス排出量を令和７年度までに基準年度（平成 25 年度）比で 18.1％以上削減することです。

	H25 （基準年度）	目標	R7 （目標値）
排出量（t-CO_2）	839	18.1％以上削減	687

２．温室効果ガス排出量（エネルギー起源 CO_2 及びその他ガス）

ガス種類	H25 （基準年度）	R6	R7		第五次計画目標	
	排出量 （t-CO_2）	排出量 （t-CO_2）	排出量 （t-CO_2）	基準年度比	R7 目標 排出量 （t-CO_2）	基準年度比
エネルギー起源 CO_2	833	809	848	+1.8%	681	-18.2%
その他ガス※	6	6	5	-3.1%	5	-4.7%
合計	839	815	853	+1.8%	687	-18.1%

◆端数処理により、基準年度比増減率が一致しないことがあります。

※「その他ガス」は、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の排出量の合算値です。

３．算定項目別温室効果ガス排出量

算定項目		H25 （基準年度） （t-CO_2）	R6 （t-CO_2）	R7 （t-CO_2）
① 電力使用に伴う排出量		458	430	479
②燃料使用に伴う排出量	ガソリン	190	256	242
	灯油	3	3	5
	軽油	102	85	85
	A重油	0	0	0
	LPG	35	26	28
	都市ガス	45	8	9
③自動車走行に伴うCH_4、N_2Oの排出量		4	5	4
④その他（HFC・笑気ガス）		1	1	1
温室効果ガス総排出量		839	815	853

※表中の数値は小数点以下四捨五入のため、合計が必ずしも「温室効果ガス総排出量」と合致しません。

【令和７年度の状況】

- 温室効果ガス総排出量は、853t-CO_2で、基準年度比で 1.8％増加、前年度に対しても 4.8％増加となりました。
- 電力使用に伴う温室効果ガス排出量は、基準年度比で 4.4％増加、前年度に対しても 11.2％増加となりました。近年の記録的猛暑による空調機器の使用などにより、電気の需要が高まっています。
- ガソリン使用に伴う温室効果ガス排出量は、基準年度比で 27.5％増加、前年度に対しては 5.5％削減となりました。近年は、救急搬送件数の増加に伴い、救急車両の運行による温室効果ガス排出量も増加傾向にあります。
- 第五次計画の取組結果としては、電力やガソリン使用由来の温室効果ガスの排出削減が進まず、目標を達成できませんでした。

第3部
令和6年度実施報告書に対する市民意見

「川越市環境マネジメントシステム実施報告書（令和６年度)」（令和７年１１月発行）について、以下のとおり市民意見が寄せられました。

意見内容	回答
教育委員会部局のその他ガスが基準年度と比較し大幅に増加していることなど、具体的な原因の記載がないのでわかりにくい。	教育委員会部局のその他ガスが基準年度と比較して大幅に増加している原因は、小中学校の普通教室に都市ガス又はプロパンガスを使用する空調設備を導入したことにより、その他ガスとして算定するメタン（CH4）及び一酸化二窒素（N2O）の排出量が増加したことによるものです。 温室効果ガス排出量の増減理由について、わかりやすくお示しできるよう記載内容を検討してまいります。
市民から寄せられた環境に関する意見・苦情等について市側の返答を知りたい。	環境に関する意見・苦情等に関しましては、各所属へ寄せられる件数も多く、内容も多岐にわたることから、件数、主な意見の内容のみを記載させていただいております。
温室効果ガスの種類により温室効果が大きく異なるので CO2 換算で表すなどしたほうが分かりやすいのではないか。	温室効果ガスの算定につきましては、国のガイドライン等に基づき算定しており、温室効果ガスの種類ごとの値を二酸化炭素に換算した値でお示ししております。

御意見・御要望をお寄せいただき、ありがとうございました。

市民意見等様式

本報告書について、ご意見等がございましたら、電子申請、窓口又はFAXによりお寄せください。

提出期限 ： **令和8年12月21日（月）午後4時30分**
提 出 先 ： 川越市 環境政策課 地球温暖化対策担当
〔住所〕〒350-8601 川越市元町 1-3-1
〔FAX〕 049-225-9800
〔電話〕 049-224-5866（環境政策課直通）
〔電子申請〕https://logoform.jp/form/6bSV/1311943

電子申請
二次元コード

プロフィールについて、お聞かせください。

〔年代〕 □10代 □20代 □30代 □40代 □50代 □60代以上
〔性別〕 □男性 □女性 □その他 □回答しない
〔属性〕 □市民 □事業者 □民間団体 □行政 □その他（ ）
〔氏名〕 .....
〔住所〕 .....
〔電話〕 .....

報告書全般についての感想をお聞かせください。

□大変わかりやすい □わかりやすい □普通 □わかりにくい □大変わかりにくい

（理由）_____

報告書について印象に残った点、改善すべき点についてお聞かせください。

印象に残った点：.....
改善すべき点：.....

その他、ご意見等がございましたら、下記欄に記入してください。

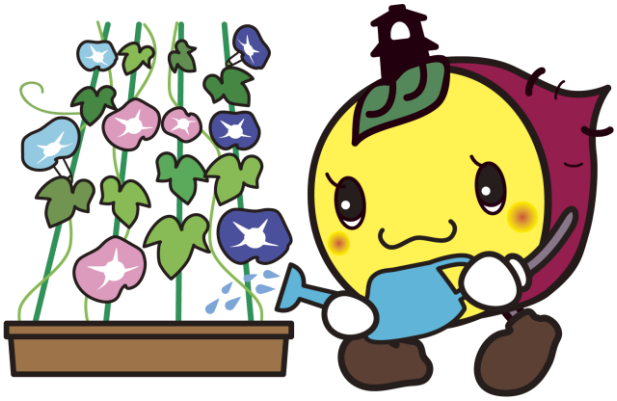
きりとり

きりとり

川越市環境マネジメントシステム実施報告書（令和７年度）

令和８年１１月発行

◇問い合わせ先◇
川越市 環境部 環境政策課
〔住所〕 〒350-8601 川越市元町１丁目３番地１
〔電話〕 049-224-5866（環境政策課直通）
〔FAX〕 049-225-9800
〔メールアドレス〕 kankyoseisaku★city.kawagoe.lg.jp
(@の部分を★と表示しています)
〔ホームページURL〕 https://www.city.kawagoe.saitama.jp/



川越市マスコットキャラクター　ときも

デコ活
くらしの中のエコろがけ

「デコ活」とは、二酸化炭素を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む”デコ”と活動・生活を意味する”活”を組み合わせた新しい言葉で、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称です。
川越市ホームページでもご紹介しています。
URL：https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kurashi/kankyo/1002642/1002689/1002695.html